

新型コロナ対策に係る外国人サポート体制(11/10~)

1. 外国人の新型コロナに関する相談体制の確立

ビジネス、観光等で来県された外国人や県内在住外国人をサポートするための相談体制を確立

	相談窓口（国際交流財団）
平日	9:00～18:00
土日	9:00～17:30

※左記以外の時間は受診相談センターが多言語3者間通話サービスや通訳機で対応（順次拡充整備）

【相談対応】

- 発熱等の症状がある場合 ⇒ 受診相談センターに確認し、外国人対応が可能な検査・診療医療機関を紹介
- 陽性者と接触の疑いがある場合 ⇒ 保健所につなぎ、ファーストコンタクトを支援

2. 外国人フォローアップ体制強化

保健所が行う外国人入国者の健康観察や外国人陽性者への疫学調査などを円滑に進めるため、県国際交流財団において通訳等のサポートを行う（必要に応じて県庁も支援）

【サポート内容】

- 事前登録した[通訳者を、必要に応じて迅速に手配](#)
- 入院説明資料、接触者等の検査案内、健康観察表などの[関係書類を多言語化](#)

※1の夜間・祝日における相談対応についても、必要に応じて県国際交流財団が支援を行う。

※少数言語での相談に対応できるよう、県では[「テレビ電話通訳サービス」も導入](#)